

北海道環境審議会条例

平成 6 年 7 月 8 日
北海道条例第 3 4 号

改正 平成 1 2 年 3 月 2 9 日条例第 4 2 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 3 条第 1 項及び自然環境保全法（昭和 4 7 年法律第 8 5 号）第 5 1 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、法令又は他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、環境の保全に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員（次条第 1 項の事務に係る議事については、特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第 6 条 審議会に、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 1 条第 1 項の事務を行う特別委員を置く。

- 2 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 水質汚濁防止法第21条第1項の事務に係る事項について調査審議する部会には、当該部会の委員に特別委員を含めるものとする。

(専門委員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 北海道公害防止条例(昭和46年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。
(以下略)

附 則 (平成12年3月29日条例第42号)(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(北海道立自然公園条例の一部改正)
- 2 北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)の一部を次のように改正する。
(以下略)
(北海道自然環境等保全条例の一部改正)
- 3 北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。
(以下略)

北海道環境審議会条例施行規則

〔平成 6 年 7 月 2 9 日〕
〔北海道規則第 7 7 号〕

改正 平成 1 2 年 3 月 2 9 日規則第 9 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北海道環境審議会条例（平成 6 年北海道条例第 3 4 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、会長が指名する委員（水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 1 条第 1 項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、会長が指名する委員及び特別委員）及び専門委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び専門委員のうちから互選する。

(部会の会議)

第 3 条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、所属する委員（水質汚濁防止法第 2 1 条第 1 項の事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、特別委員を含む。次項において同じ。）及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(審議会への報告)

第 4 条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

2 北海道公害防止条例施行規則（昭和 4 7 年北海道規則第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

(以下略)

附 則 (平成 1 2 年 3 月 2 9 日規則第 9 8 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

北海道環境審議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、北海道環境審議会条例（平成6年北海道条例第34号。以下「条例」という。）及び北海道環境審議会条例施行規則（平成6年北海道規則第77号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北海道環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部 会)

第2条 条例第7条第1項の規定による部会は、企画部会、循環型社会推進部会、水環境部会、自然環境部会、温泉部会、地球温暖化対策部会のほか、必要と認められる部会について、会長が審議会に諮って設置する。

2 審議会が、別に指定する事項（以下「指定事項」という。）については、審議会の付託があったものとみなす。

3 前項に規定する指定事項については、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(部会長)

第3条 規則第2条第3項の規定により互選された部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員及び専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(専門委員の任期等)

第4条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、再任されることができる。

(特別委員の任期等)

第5条 特別委員の任期は、2年以内とする。ただし、特別委員が欠けた場合における補欠の特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別委員は、再任されることができる。

(会議の公開)

第6条 北海道環境審議会は、会議を公開とする。

2 北海道環境審議会の部会は、原則として会議を公開とする。ただし、部会の開催にあたり、次の事由に該当する場合は、部会の決定により例外的に会議を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあること

(2) 公開することにより、特定の者に不当な利益や不利益をもたらすおそれがあること

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、北海道環境生活部環境保全局環境政策課において処理する。ただし、部会の庶務は、それぞれの事務を所掌する課が処理する。

(会長等への委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項について

(平成26年10月23日 最終改正)

北海道環境審議会運営要綱第2条第2項に規定する指定事項は次のとおりとする。

1 水環境部会

(1)環境基本法関係

ア 第16条第2項の規定に基づく生活環境に係る環境基準の水域類型の指定

(2)水質汚濁防止法関係

ア 第3条第3項の規定に基づく排水基準の設定

イ 第16条第1項の規定に基づく測定計画の作成

(3)その他

ア 個別の開発行為が及ぼす水道水源への影響

2 自然環境部会

(1)北海道自然環境等保全条例関係

ア 第14条第9項の規定に基づく道自然環境保全地域の区域の変更

イ 第15条第1項及び第4項の規定に基づく保全計画の案、廃止及び変更

ウ 第22条第1項及び第2項の規定に基づく環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区の指定、指定の解除及び区域の変更

エ 第23条第1項及び第2項の規定に基づく記念保護樹木の指定及び指定の解除

(2)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律関係

ア 第4条第1項及び第4項の規定に基づく鳥獣保護管理事業計画の策定及び変更

イ 第7条第1項及び第4条第4項の規定を準用する第7条第8項に基づく第一種特定鳥獣保護計画の策定及び変更

ウ 第7条の2第1項及び第4条第4項の規定を準用する第7条の2第3項に基づく第二種特定鳥獣管理計画の策定及び変更

エ 第12条第2項の規定に基づく狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に係る措置

オ 第14条第2項及び第3項の規定に基づく第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長及び捕獲の禁止又は制限の解除に係る措置

カ 第28条第1項及び第9項の規定に基づく鳥獣保護区の指定及び区域の拡張

キ 第29条第1項及び第4項の規定に基づく特別保護地区の指定及び区域の拡張又は存続期間の延長

ク 第73条第2項の規定に基づく猟区の維持管理に関する事務の委託

(3)北海道立自然公園条例関係

ア 第4条第1項の規定に基づく道立自然公園の区域の変更

イ 第5条第1項の規定に基づく道立自然公園の公園計画の決定

ウ 第6条第1項の規定に基づく道立自然公園の公園計画の廃止及び変更

(4)北海道動物の愛護及び管理に関する条例関係

ア 第22条の規定に基づく第2条第3号の特定移入動物の指定

(5)北海道生物多様性の保全等に関する条例

ア 第15条第1項及び第4項の規定に基づく生物多様性維持回復事業計画の策定及び変更

- イ 第26条第1項、第9項及び第10項の規定に基づく指定餌付け行為の指定、指定の解除及び変更
- ウ 第31条第5項の規定に基づく外来種基本方針の変更
- エ 第32条第1項及び第9項の規定に基づく指定外来種の指定及び指定の解除
- オ 第41条第5項の規定に基づく希少野生動植物種保護基本方針の変更
- カ 第42条第1項、第2項及び第10項の規定に基づく指定希少野生動植物並びに特定希少野生動植物の指定及び指定の解除
- キ 第65条第1項及び第9項の規定に基づく生息地等保護区の指定及び指定の解除
- ク 第66条第1項及び第2項の規定に基づく管理地区の指定及び指定の解除

3 温泉部会

(1)温泉法関係

- ア 第3条第1項、第4条第1項(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第9条(第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、第11条第1項又は第12条の規定による処分

4 循環型社会推進部会

(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

- ア 第5条の5第1項及び第3項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定及び変更

5 地球温暖化対策部会

(1)北海道地球温暖化防止対策条例関係

- ア 第10条の規定に基づく地球温暖化対策推進計画の施策の評価